

第4章 国際出願の手数料

第1節 国際出願に必要な手数料

国際出願をするためには、以下の「1. 受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料」の表に掲げる手数料が必要です。

送付手数料、調査手数料及び国際出願手数料は受理官庁が徴収します。

(条3(4)(iv)、規14、同15、同16、法18)

手数料額は、WIPO事務局長と各官庁の協議により行われる毎年1月1日の改定に加え、日本円—外貨間の為替レートの変動により改定されます。

1. 受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料 (法18、令2(2)、法施79、同80)

出願時には、最新の手数料を以下の特許庁ウェブサイトで参照してください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>

(2023年7月1日現在)

| 手数料の種類 | 要求機関 | 国際出願の言語 | 金額 | 納付期間 |
|-------------------------|-------------------|-----------|--|---------------|
| 送付手数料 | 受理官庁 | 日本語 英語 | 17,000円 | 国際出願の受理から1月以内 |
| 調査手数料 | 国際調査機関 ：日本国特許庁 | 日本語 | 143,000円 | |
| | | 英語 | 169,000円 | |
| | 国際調査機関 ：欧州特許庁 | 英語 | 251,100円 | |
| | 国際調査機関 ：インド特許庁 | | 16,000円（法人の場合） 4,000円（個人の場合）※2 | |
| 国際調査機関 ：シンガポール知的所有権庁 | 226,000円 | | | |
| 国際出願手数料 ※1 | 国際事務局 | 日本語 英語 | 用紙が30枚まで 195,000円 30枚を超える 用紙1枚につき 2,200円 | |

※1 オンラインで国際出願をした場合、44,000円減額。

※2 出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

2. 出願人が日本国（国の機関）である場合

出願人が日本国（国の機関）である場合には、日本国特許庁に支払う送付手数料、調査手数料

料（日本国特許庁が国際調査機関の場合）等を納付する必要はありません。なお、国際出願手数料は納付する必要があります。（法18(3)、法施82(2)、特195(4)(5)）

共同出願の場合は、願書に持分の割合を記載した書面を添付（オンライン手続の場合はイメージを添付）し、国以外の共有者の持分の割合に応じた額を納付します。出願後に手数料を納付する場合は、「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「【その他】」の欄を設けて持分の割合を記載し、国以外の共有者の持分の割合に応じた額を納付します。

（法施83(2)）[様式2-1]

既に納付した手数料について国の持分の割合に応じた額の返還を請求する場合は、「既納手数料返還請求書」に「その他」の欄を設けて持分の割合を記載して提出します。

[様式2-27(1)(2)(3)]

なお、日本国特許庁以外に支払う手数料（国際事務局に支払う国際出願手数料、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁に支払う調査手数料等）については、免除されません。

3. 手数料（送付手数料、調査手数料、国際出願手数料）の納付方法

| 手続形態 | 特許印紙 | 予納 ※ | 口座振替 ※ | クレジットカード (指定立替納付) | 電子現金 納付 | 現金納付 |
|--------|------|---------|-----------|----------------------|------------|------|
| オンライン | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書面(窓口) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 書面(郵送) | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |

※ 予納と口座振替は、特許庁への事前登録が必要です。

(1) 国際出願と同時に納付する場合

「国際出願願書」により納付します。

[様式1-1(1)、様式1-1(2) 様式1-2(1)、様式1-2(2)]

① オンライン手続

「支払い」の編集画面で支払い方法を選択し、必要情報を入力します。

② 書面手続

a 特許印紙

願書「第IX欄 照合欄」の「□納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面」の□内にレ印を付します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□特許印紙」にレ印を付します。

A4の用紙に特許印紙を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と印紙額を記載した書面を願書に添付します。

b 予納

願書の第II欄～第III欄の「出願人登録番号」欄又は第IV欄の「代理人登録番号」欄に手数料計算用紙に記載する予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」にレ印を付すと共に、「予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」欄の「□上記の合計額の引き落としの承認」にレ印を付し、受理官庁（JP）、予納台帳番号6桁、日付、氏名を記入します。

c 電子現金納付

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に

「電子現金納付」及び納付番号16桁を記入します。

d 窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「クレジットカード」にレ印を付します。

e 現金納付

願書「第Ⅸ欄 照合欄」の「9. その他」の内にレ印を付し、「現金納付済証」と記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「その他」にレ印を付し、その右側に「現金納付」と記載します。

A4の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と納付額を記載した書面を願書に添付します。

(2) 国際出願の後に納付する場合

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」により納付します。

（法施78、法施様27、同27の2（英語））[様式2-1]

① オンライン手続

【手数料の表示】の欄で選択する支払方法において必要となる情報を入力します。

（[様式2-1]（注2）参照）

※ 手続言語が英語の場合、オンライン手続は利用できません。

② 書面手続

a 特許印紙

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

b 予納

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳番号6桁を記載して提出します。

※ 手続言語が英語の場合、予納は利用できません。

c 電子現金納付

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号16桁を記載して提出します。

d 窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

e 現金納付

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に、「納付書番号」の欄を設け、納付書番号11桁を記載します。A4の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

※ 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置があります。詳細は、「第9章 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置」を参照してください。

※ 軽減申請を行う場合は、「国際出願願書」の手数料計算用紙の送付手数料及び調査手数料の欄には、軽減後の額を記載します。

4. 願書に添付する手数料計算用紙（PCT/RO/101の附属書）の作成方法とその目的

(1) 目的

手数料計算用紙の目的は、出願人が納付すべき金額を計算し、所定の手数料を容易に確認するためのものです。出願人は該当する枠に適切な金額を記入し、国際出願の出願時に提出します。これにより、受理官庁は計算を確認して誤りを発見することが容易となります。

(2) 作成方法

T 枠：受理官庁のための**送付手数料** (規 1 4. 1)

送付手数料の額は、受理官庁によって定められます。送付手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から 1 月以内に納付します。

送付手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Cに記載されています。

S 枠：国際調査機関のための**調査手数料** (規 1 6. 1)

調査手数料の額は、国際調査機関によって定められます。調査手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から 1 月以内に納付します。

調査手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Dに記載されています。

I 枠：国際事務局のための**国際出願手数料** (規 1 5)

国際出願手数料の額は、国際事務局によって定められます。国際出願手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から 1 月以内に納付します。

国際出願手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Cに記載されています。

i 1 枠：最初の 3 0 枚まで

国際出願手数料は、願書、明細書、請求の範囲、要約書、（図面）の合計枚数から計算され、合計 3 0 枚以内の場合は定額です。

i 2 枠：3 0 枚を超える分

願書、明細書、請求の範囲、要約書、（図面）の合計枚数が 3 0 枚を超える場合には、その 3 0 枚を超える分についての増額が定められています。

合計枠：

T 枠、S 枠及び I 枠に記載された額の合計額をこの合計枠に記載します。

※ 「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」は以下のWIPOウェブサイトを参照してください。

（英語）<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

（日本語）<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>

※ 配列表の枚数については国際出願手数料の料金計算の対象外となります。

5. 所定の期間内に手数料の納付がない場合、又は不足している場合

(1) 補正命令

送付手数料、国際出願手数料、及び調査手数料が所定の期間内（国際出願の受理の日から 1 月以内）に支払われていない場合、又は不足すると認められた場合に、受理官庁は必要な額を支払うよう出願人に対して補正命令を行います。

(規 1 6 の 2. 1 (a)、法施 3 1 の 2 (1))

- (2) 補正の期間
命令の日(発送日)から1月 (規16の2.1(a))
- (3) 補正の方法
「手数料補正書」により手数料の納付を行います。
(法施31の2(2)、法施様29、同29の2(英語)) [様式2-2]
- (4) 補正がされた場合
必要な手数料が全額納付された場合には、先に認定された国際出願日の国際出願として
手続が進められます。
- (5) 補正がされない場合
補正命令に対し全額が支払われない場合には、受理官庁は、当該国際出願は取り下げら
れたものとみなす旨を宣言して、出願人及び国際事務局にその宣言を通知します。
(条14(3)(a)、規16の2.1(c)(i)、同29.1(ii)、法7②)

第2節 その他の国際出願に関する手数料

※ 最新の手数料に関する情報は、特許庁ウェブサイト

(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>) 及び
PCT出願人の手引 (PCT Applicant's Guide) IB 附属書B 一般情報の欄

(<https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IB&doc-lang=en#GENERAL%20INFO>) を参照してください。

(2023年7月1日現在)

| 手数料の種類 | 支払の理由 | 要求機関 | 金額 |
|---|--|----------------------|--|
| 優先権書類の送付 請求手数料 (規17.1(b)) (法施21(3)(4)) (同82(1)表①) | 優先権書類を国際事務局に送付するよう請求した場合に優先権証明願により優先権証明書の交付を請求する場合 | 受理官庁 (日本国特許庁) | 優先権証明書1件につき 1,400 円 |
| 国際出願に関する書類の証明書の 交付請求手数料 (法施38) (同82(1)表①) | 国際出願を基礎にした優先権の主張をする場合の優先権証明書の交付を請求する場合 | 日本国特許庁 | 証明書1件につき 1,400 円 |
| 追加手数料 (規40.2(a)(b)) (法8(4)) (令2(6)) (法施43(1)) | 発明の単一性の要件を満たしていない場合 | 国際調査機関 (日本国特許庁) | 1 発明につき 日本語 105,000 円 英語 168,000 円 |
| 追加手数料 (規68.3(a)(b)) (法12(3)) (令2(7)) (法施58) | 同上 | 国際予備審査機関 (日本国特許庁) | 1 発明につき 日本語 28,000 円 英語 45,000 円 |
| 特別の手数料 A 早期の国際公開のための手数料 (規48.4(a)) | A 出願人が国際公開を請求した場合で国際調査報告等を利用できない場合 | A 国際事務局 | A 200 CHF |
| B 訂正拒否の公表のための手数料 (規91.3(d)) | B 明らかな誤りの訂正請求が拒否された場合にその請求を公表する場合 | B 国際事務局 | B 50 CHF + 1枚を超える各用紙につき 12 CHF加算 |
| 認証謄本の 請求手数料 (規21.2) (法施37(1)(2)) (同82(1)表③) | 国際出願及び補充書等の認証謄本を請求する場合 | 受理官庁 (日本国特許庁) | 謄本1件につき 1,400 円 |
| 文書の写し(謄本)の 請求手数料 (規94.1) | 国際事務局が保有する書類の写しを請求する場合 | 国際事務局 | 1件につき 5 CHF 1ページにつき 2 CHF加算 証明付謄本の場合 15 CHF加算 |

| 手数料の種類 | 支払の理由 | 要求機関 | 金額 |
|--|--------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 国際出願の書類の謄本の請求手数料 (規94.1の2) (法施11の4) (法施37の2) (法施82(1)表③) | 国際出願に関する書類等の謄本の交付を請求する場合 | 受理官庁 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,400 円 |
| 国際調査に関する書類の謄本の請求手数料 (規94.1の3) (法施11の4) (法施82(1)表③) | 国際調査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合 | 国際調査機関 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,400 円 |
| 国際予備審査に関する書類の謄本の請求手数料 (規94.2) (法施11の4) (法施82(1)表③) | 国際予備審査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合 | 国際予備審査機関 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,400 円 |
| 文献の写しの請求手数料 (規44.3(b)) (法9) (同18(1)) (令2(1)) | 国際調査報告に列記された文献の写しを請求する場合 | 国際調査機関 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,400 円 |
| 文献の写しの請求手数料 (規71.2(b)) (法15) (同18(1)) (令2(1)) | 国際予備報告において新たに列記された文献の写しを請求する場合 | 国際予備審査機関 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,400 円 |
| 異議申立手数料 (規40.2(e)) | 追加手数料の納付命令に対し異議の申し立てをする場合 | 国際調査機関 (日本国特許庁) | 不要 |
| 異議申立手数料 (規68.3(e)) | 同上 | 国際予備審査機関 (日本国特許庁) | 不要 |
| 予備審査手数料 (規58.1(b)(c)) (法18(2)表③) (令2(2)③) | 国際予備審査の請求をする場合 | 国際予備審査機関 (日本国特許庁) | 日本語 34,000 円 英語 69,000 円 |
| 取扱手数料 (規57.1) (法18(2)表③) (令2⑤) (法施81) | 同上 | 国際事務局 | 29,300 円 |
| 先の調査の結果の送付手数料 (規12の2.1(b)) (法施21の2(3)) (同82(1)表②) | 日本国での審査結果を、ISA/他庁に送付するよう請求する場合 | 受理官庁 (日本国特許庁) | 請求書1件につき 1,700 円 |

第3節 国際出願関係手続の手数料の納付方法

各手続書面の手数料の納付方法は以下の表のとおりです。

電子現金納付及び現金納付は、すべての申請形態で納付できます。

No.2～No.9(※)について、手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は、予納、口座振替、クレジットカード（窓口における納付は除く）は利用できません。

(2023年7月1日現在)

| No | 手続書面 | 手続形態 | 納付方法 | | | |
|----|------------------------------------|--------|------|----|------|----------------------|
| | | | 特許印紙 | 予納 | 口座振替 | クレジットカード (指定立替納付) |
| 1 | 国際出願願書 | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 2 | 国際予備審査請求書 ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 3 | 手数料納付書 (国際出願に関する 手数料の納付) ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 4 | 手数料納付書 (国際予備審査に関する 手数料の納付) ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 5 | 手数料補正書※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 6 | 手続補正書 (国際予備審査請求書 に係る補正) ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 7 | 手数料追加納付書 (国際調査に係る追加 納付) ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 8 | 手数料追加納付書 (国際予備審査に係る 追加納付) ※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 9 | 請求の範囲の減縮及び 手数料追加納付書※ | オンライン | × | ○ | ○ | ○ |
| | | 書面（窓口） | ○ | ○ | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | ○ | × | × |
| 10 | 優先権証明願(PCT) | 書面（窓口） | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面（郵送） | ○ | × | × | × |

| No | 手続書面 | 手続形態 | 納付方法 | | | |
|----|---------------------|--------|------|----|------|----------------------|
| | | | 特許印紙 | 予納 | 口座振替 | クレジットカード (指定立替納付) |
| 11 | 文献の写しの請求書 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |
| 12 | 国際出願の書類の証明の請求書 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |
| 13 | 国際出願の書類の謄本の請求書 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |
| 14 | 国際調査に関する書類の謄本の請求書 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |
| 15 | 国際予備審査に関する書類の謄本の請求書 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |
| 16 | 先の調査の結果の写しの送付請求願 | 書面(窓口) | ○ | × | × | ○ |
| | | 書面(郵送) | ○ | × | × | × |

(法18(3)で準用する特195(8)、特例施38条の2、同41条の9)

第4節 手数料の払戻し

1. 国際出願手数料

(1) 受理官庁は、出願人の請求により国際出願手数料を次の場合に出願人に払い戻します。

- ① 条約第11条(1)の規定(国際出願日の認定)に基づく決定が否定的である場合
(規15.4(i)、法施79の2)
- ② 国際事務局への記録原本の送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合
(規15.4(ii)、法施79の2)

(2) 払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。

[様式2-27(1)(2)(3)]

2. 調査手数料

調査手数料は、次の場合に出願人の請求により払い戻されます。

(1) 受理官庁による払戻し

- ① 条約第11条(1)の規定(国際出願日の認定)に基づく決定が否定的である場合
(規16.2(i)、法施36の2)
- ② 国際調査機関への調査用写しの送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合
(規16.2(ii)、法施36の2)

(2) 払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。

[様式2-27(1)(2)(3)]

(3) 国際調査機関による一部払戻し

日本国特許庁が国際調査機関となっている国際出願について、国際調査報告を作成するために先の出願の審査結果や国際調査報告等の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。先の調査結果が国内出願にかかる審査結果である場合は必ず願書の第Ⅶ欄に記載が必要です。記載がない場合は先の調査結果は利用されず、調査手数料の一部返還はできません。(規16.3、同41.1、法施50)

国際調査機関が日本以外でも利用できる場合がありますので、詳細は、各国際調査機関の「PCT出願人の手引(PCT Applicant's Guide)」附属書Dを参照してください。

詳細は、「第6章 第11節 調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

3. 予備審査手数料

(1) 予備審査手数料は、次の場合に出願人の請求により払い戻されます。

日本国特許庁において、予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合

※ 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合、国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に下げられた場合の払い戻しはありません。

(規58.3、「PCT出願人の手引(PCT Applicant's Guide)」附属書E)

(2) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。 [様式2-27(1)(2)(3)]

4. 取扱手数料

(1) 国際予備審査機関は、次の場合には取扱手数料を出願人に払い戻します。

(規57.4、法施81の2)

① 国際予備審査の請求書が国際予備審査機関から国際事務局に送付される前に国際予備審査の請求が取り下げられた場合 (規57.4(i))

② 規則54.4の規定(資格がない出願人の請求)に基づき、国際予備審査の請求がなかったものとみなされた場合、又は規則54の2.1(a)に規定する期間の経過後になされたため、国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合 (規57.4(ii))

(2) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は、「既納手数料返還請求書」を提出して行います。 [様式2-27(1)(2)(3)]

第5節 過誤納による手数料の返還

1. 過誤納返還請求手続先

国際出願手数料や取扱手数料も含め、日本国特許庁宛に支払った手数料についての過誤納返還請求は日本国特許庁に対して行います。

2. 日本国特許庁への返還請求

- (1) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により特定の手数料について返還されます。
(法18(3)及び法施82(2)で準用する特195(11))
- (2) 返還される手数料
- ① 送付手数料、調査手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料、文献の写しの請求手数料 (法18(1)(2))
 - ② 追加手数料(国際調査) (法8(4))
 - ③ 追加手数料(国際予備審査) (法12(3))
 - ④ 優先権書類送付及び証明書の交付請求手数料、先の調査の結果の写しの送付請求料、書類の謄本の交付請求手数料 (法施82(1))
- (3) 手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は請求できません。 (特195(12))
- (4) 返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。
[様式2-27(1)(2)(3)]